

公益社団法人 日本コンクリート工学会

著作権規程

平成 23 年 2 月 24 日 制定

平成 23 年 4 月 1 日 改定

令和 4 年 10 月 31 日 改正

(目的)

第 1 条 本規程は、公益社団法人日本コンクリート工学会（以下「本学会」という。）の刊行物等に関する著作権等の帰属及び取扱いについて定める。

(定義)

第 2 条 本規程において、次の各号に掲げる用語は、当該各号に定める意義を有する。

- (1) 本規程に定める著作物とは、著作権法第 2 条第 1 項第 1 号に規定するものであって、別表 1-B に例示する。
- (2) 本規程に定める著作者とは、本学会会員等であって、著作権法第 2 条第 1 項第 2 号に規定するものをいう。
- (3) 著作権とは、著作権法第 21 条（複製権）、第 22 条（上演権及び演奏権）、第 22 条の 2（上映権）、第 23 条（公衆送信権等）、第 24 条（口述権）、第 25 条（展示権）、第 26 条（頒布権）、第 26 条の 2（譲渡権）、第 26 条の 3（貸与権）、第 27 条（翻訳権、翻案権等）及び第 28 条（二次的著作物の利用に関する原著作者の権利）に定めるすべての権利を含む。

(著作権の帰属)

第 3 条 著作権の帰属は、別表 1-A による。

(著作権の行使)

第 4 条 著作者以外の個人又は法人である第三者が、著作物の全部或いは一部の利用を希望する場合は、その利用目的等を記載した書面により本学会に利用許諾を求めなければならない。この場合は、本学会が適当と認めたものに限り、許諾を行うものとする。

2. 前項により許諾をする場合、その利用が収益を伴うと認められた場合は、その第三者に対して適当な対価を請求する。
3. 第 2 項の対価は、本学会がこれを収受する。かかる対価は、本学会活動のために使用する。
4. 本学会は、第三者に著作物の利用を許諾する場合には、著作者にその旨を通知しない。

5. 本学会は、著作者が自己の著作物の複製権を行使することを許諾する。

(著作者による保証等)

第5条 著作者は、自己の著作物に対して、その内容について責任を負うものとし、次の各号を保証する。

(1) 第三者の著作権等その他一切の権利を侵害していないこと。

(2) 著作物が共同著作物である場合には、当該共同著作物の他の著作者全員の同意を取得していること。

2. 前項の第三者の著作権等の使用許諾若しくは同意に関わる手続きは著作者が行うものとする。なお、著作者は、自己の著作物において第三者の著作物を引用する場合には、出典を明示する。

(二重譲渡の禁止)

第6条 著作者は、本学会以外の第三者に対し、著作物に係る一切の著作権の譲渡及びその利用許諾（出版権の設定を含む。）をしてはならない。

(紛争解決に関する協力)

第7条 著作物に関する第三者からの権利侵害又は著作物による第三者に対する権利侵害等、著作物に関して紛争が発生した場合又は発生するおそれがある場合、著作者及び本学会は相互に協力してこれに対処する。

(協議)

第8条 本規程に定めなき事項及び本規程の各条項の解釈に疑義が生じた場合、著作者及び本学会は、信義誠実の原則に従って協議し、これを解決するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、企画調整会議が理事会に付議し、理事会で審議・決定する。

附則

1. 本規程の施行に伴い、昭和54年制定の本学会出版規程における著作権に関わる条項を廃止する。
2. 本規程の改正は、令和4年10月31日から施行する。

別表 1

著作権分類	基本的な考え方と著作権の帰属 (A)	該当する著作物の例 (B)	本学会—執筆者間の契約等 (C) (承諾、告知等)	著作権の行使 (D) (第三者に対する各種許諾等)
I 類	委員会委員等が執筆した原稿を委員会ですらに検討・審議し、委員会名で刊行するもので、職務著作に準ずるものとして、「著作権」はすべて本学会に帰属すべきと考えられる著作物 [著作権は本学会に帰属]	1、規準指針、ガイドライン等 2、研究委員会、技術委員会等の活動成果報告書 ・研究専門委員会報告書 ・技術委員会所管委員会作成のパソコンソフト ・技術委員会所管委員会の報告書 3、コンクリート技士・主任技士、コンクリート診断士の試験問題 4、ウェブサイト掲載物	1、執筆依頼時に、執筆者から著作権が本学会に帰属する旨の承諾書(確認書)を得る。(連名でも可)	1、本学会の判断で行使する。
II 類	執筆者と委員会等での修正、加筆、編集の度合いにより、本来、著作権は本学会、執筆者の双方に帰属すべきところ、刊行物出版後の複写、転載、翻訳の許諾や講習会等での使用その他本学会の利便を図るため、執筆者の承諾を得て、本学会が執筆者分の著作権の譲渡を受ける著作物 [著作権は本学会に帰属]	1、コンクリート技術の要点(コンクリート技術講習会テキスト) 2、コンクリート診断技術(コンクリート診断士講習会テキスト) 3、コンクリート技士研修会、コンクリート診断士研修会のテキスト 4、講習会、研修会等のパワーポイント	1、執筆依頼時に、執筆者から著作権の譲渡書を得る。(連名での譲渡証でも可)	1、本学会の判断で行使する。 2、執筆者自身による複製(複写、転載)については、本学会は無償で許諾する。(申請不要、但し全文転載の場合は報告する。)
III 類	本学会の企画に応じた次の論文、原稿等で、査読、編集の度合いにより、著作権は本学会、執筆者双方に帰属する場合も、執筆者に帰属する場合もあり得るが、刊行物出版後の複写、転載、翻訳の許諾や講習会等での使用その他本学会の利便を図るために、募集要項や執筆要領等で「著作権譲渡」の告知を行い、その告知に基づき著作権の譲渡を受ける著作物 ・各種論文募集要項により応募された論文 ・本学会の依頼により、執筆要領に従い投稿された原稿 ・募集要項に従い投稿された原稿 [著作権は本学会に帰属]	1、各種論文集 ・コンクリート工学論文集 ・年次大会論文集 ・ACT ・各種シンポジウム論文集 ・国際会議プロシーディングス 2、「コンクリート工学」掲載記事	1、各種募集要項、執筆要綱に「著作権は本学会に譲渡することになる。」旨記載し、周知徹底を図る。 2、論文申込書、投稿申込書、執筆受諾書に上記要項に従って提出する旨の文言を入れる。	1、本学会の判断で行使する。 2、執筆者自身による複製(複写、転載)については、本学会は無償で許諾する。(申請不要、但し全文転載の場合は報告する。)

注 1) 著作人格権は I 類については本学会、II 類、III 類については査読、編集の度合いによって著作者と本学会の双方或いは著作者のみに帰属する。

2) 投稿或いは執筆された著作物が本学会の刊行物に掲載されない場合、本学会は当該著作物の著作権を主張しない。